

第3 羊蹄山管理計画区

1 地域の概要

本管理計画区は、羊蹄山の山体に係る地区である。

羊蹄山は、標高 1,898メートルの典型的な成層火山（コニーデ）独立峰で、山容が富士山に酷似しているところから蝦夷富士とも呼ばれている。景観の特徴は、その秀麗な山容と植生にあり、山麓から山頂にかけて植物帯の垂直分布の変化が顕著に見られるとともに、頂上付近には分布の北限や南限に当たる種を含む高山植物が多種生育している。落葉広葉樹林や針広混交林に被われる山麓部には、南コブなどの寄生火山がある。

また、動物については、中・小型のほ乳類や森林性の野鳥が多数生息している。

当地区の利用者は年間17万人余りで、山麓の真狩口でのキャンプ、ピクニック、自然探勝等や半月湖周辺でのキャンプ、ハイキング等が利用の大半を占める。

なお、羊蹄山への登山者は、年間2万5千人程である。

土地所有は、大部分が道有林であり、民有地は半月湖付近の山麓に僅かに存在する。保護規制計画は植生の垂直分布の保護を図るため、標高 1,000メートル前後より上を特別保護地区に、600メートルから 1,000メートルにかけての中腹を第1種特別地域及び第2種特別地域に、それ以下の山麓部を第3種特別地域に指定されている。

記述追加の検討（利用者数の更新、半月湖の成り立ちを追加）

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 羊蹄山は眺望の対象として高い価値を持つことを踏まえ、山麓から山頂にかけての植物や地形等の一体的な保全を図る。

イ 登山道沿線の植生の保護が図られるよう関係機関と調整を図る。

記述追加の検討（山頂部周辺の高山植物群落の保護について追加）

(2) 利用に関する方針

ア 真狩口や半月湖等の利用拠点は、自然探勝等のための適切な施設整備を行うとともに利用者指導を推進し、自然とのふれあいの推進を図る。

イ 「ゴミ持ち帰り運動」を基本とした美化清掃活動の推進を図る。

記述追加の検討（登山事故や遭難の防止のため各登山口で適切な情報提供、登山マナーの向上、近年増加している外国人登山者への対応、軽装登山や無理な行程での登山の防止を追加）

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	倶知安町地内の民有地を除き、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。 ②屋根の色彩 原則としてこげ茶色とする。 ③外壁の色彩

		原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。
(2) 電柱	全域	利用拠点及び利用動線周辺のもの、更新に当たって原則として電線路は地下埋設とする。
(3) その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色系又はこげ茶色系とする。
2 木竹の伐採	全域	利用拠点周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
3 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木とし、材料素地（焼上げも可）に白又は黒文字とする。

記述追加の検討（技術的に地下埋設ができない場合、電柱の色彩はこげ茶色とする）

記述追加の検討（アンテナ用、送信用鉄塔、治山及び砂防施設の取り扱いを追加）

記述追加の検討（木材保護のために着色塗装する場合を追加）

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	全域	法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロックを使用する。 また、防護柵は原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。 付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	倶知安口線	半月湖及び比羅夫口登山道への到達道路で、全線舗装済みである。今後、適切な維持補修を図る。
	真狩口線	羊蹄山地区では最も大きな利用拠点である真狩口に到達する村道であり、ほぼ改良済みである。現在、街路樹に外来樹を用いているが、周囲の自然環境との調和を図るため在来種への植え替えを図る。
2 道路（歩道）	全域	高山植物の保護のための立入り規制措置等について、関係機関と調整、検討を図る。 付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	倶知安口登山線	羊蹄山への登山道として古くから最も良く利用されてきたコースで、真狩口登山道と並んで利用者が多い。頂上の火口壁上を一周するコースは、転落の危険があり、危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備（取替えを含む。）を図る。

記述追加の検討（標識類や登山道の再整備の場合の取り扱いを追加）

	喜茂別口登山線	頂上への最短ルートである。危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。
	京極口登山線	比較的短時間で頂上に到達できるルートである。危険箇所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。
	真狩口登山線	登山口である真狩口の整備に伴い利用者が増加したコースであるが、八合目付近にあるガレ場は、落石や滑落等の危険がある。危険箇所の修復や迷いやすい地点での指導標の整備を図る。
	真狩口見晴線	真狩口から南コブに至り、真狩口登山線に合流する延長2.5キロメートルの歩道である。要所に指導標、解説板、ベンチ等が設けられ、南コブ頂上には展望広場が整備されている。羊蹄山山麓の自然を観察し探勝するための歩道として、解説板等の整備充実を図る。
3 宿舎	全域	建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。
	真狩	羊蹄山への登山及び真狩口周辺の自然探勝の基地として、村営の宿舎が整備されている。施設の規模は現状程度に留める。
4 園地	全域	付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	真狩口	羊蹄山登山者のための基地及び真狩口の日帰り利用者等のためのピクニック園地として、休憩舎、東屋、公衆便所、駐車場等が整備されており、利用者が増加している。 また、当地区に隣接して道立羊蹄青少年の森として、森林学習展示館や駐車場、散策路、郷土の森等が整備されていることから、今後、これらも合わせて羊蹄山地区の利用拠点にふさわしい施設の整備拡充を図る。
	半月湖	落葉広葉樹の自然林に囲まれた、神秘的な火口湖である。倶知安口線道路(車道)から火口壁上を通り、湖畔に下りる幅2メートル程の探勝歩道がある。施設整備は、既存歩道の改良、小規模な路傍展望施設及び自然解説板等の整備に留め、風致景観の維持に十分留意する。
5 野営場	全域	付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	真狩口	登山者のための野営場として計画されたが、キャンプそのものを楽しむ利用者にも広く利用され、入込み数の伸びが著しい。各種の野営施設が整備されているが、収容力に対して

項目の変更、記述変更の検討(公園計画点検に伴い、名称を北海道自然歩道線に変更。整備する場合の取り扱いを記述)

記述変更の検討(現在施設の充実と登山者への情報提供を図るために整備中。利用状況や整備概要を記述)

		十分とはいえないので、施設の整備充実と快適な利用環境の確保を図る。
	半月湖	登山者のための野営場としてテントサイト、駐車場、公衆便所、給水設備及び休憩舎が整備されているが、一部、老朽化した施設があり、今後の整備に当たっては炊事棟等も含め施設の充実を図る。
	京極口	施設の整備に当たっては、地区の自然環境の保全に留意する。
6 運動場	全域	付帯する建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。
	真狩口	真狩口の耕作跡地を利用して、芝生広場、テニスコート(3面)、丸太運動施設、公衆便所、休憩舎が整備されており、今後、駐車場の新設等に当たっては、地区の修景植栽を図る。
7 避難小屋	全域	建築物については、前記 第3、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	羊蹄山	真狩口登山線道路(歩道)の九合目にあり、年間5千人程の利用者がある。管理は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が協力して行っているが、今後とも適切な管理を行う。

項目の削除(公園計画点検で利用計画が削除された)

記述変更の検討(北海道が昭和47年に真狩口登山線道路(歩道)の九合目に設置し、年間一万人程の利用者がある。管理は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が協力して行っているが、経年の風雪による老朽化が激しいため、羊蹄山の利用のあり方を含め関係行政機関等と検討を図っている)

4 地域の開発、整備に関する事項

この地区の利用は、4ヶ所の登山口からの登山と真狩口、半月湖(倶知安口)での野営、自然探勝、ピクニック等が主なものとなっている。今後もこの利用形態を踏まえながら、既存施設の充実と再整備に重点を置くものとする。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

- ア 関係機関、関係団体との連携を強化し、自然解説に関する資料の収集や手法の蓄積を図る。
- イ 真狩口の森林学習展示館に、ビジターセンター的機能を果たすよう協力を求める。
- ウ 参加者の対象を広げるため、行事の開催や広報の方法等について検討するとともに、半月湖等自然観察適地としての対象地を広げていくことを検討する。

記述変更の検討(真狩口の森林学習展示館はビジターセンター的機能を持たせる)

記述追加の検討
(エ ニセコ地域の外国人利用者の増加に対応すべく、展示や標識類の多国語表記の推進を図る)

(2) 利用者の規制

- ア 植生保護のための立入規制
高山植物群落の踏み荒らしを防止するため、高山帯においては歩道以外への立入を禁止するよう関係機関と調整を図る。

記述追加の検討
(ウ 近年増加している歩道でのマウンテンバイクやトレイルランニングなど新たな利用について)

イ スノーモービルの利用規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物への被害等を防止するため、羊蹄山管理計画区の大部分が乗り入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力により、必要に応じ標識設置や広報活動を行う。

(3) 利用者の安全対策

登山道沿いで、落石、転落の危険のある個所には、注意標識を設置する等登山者の安全対策について関係機関と調整を図る。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

真狩口及び半月湖地区では、地元町村が北海道の補助金を受けて清掃を実施しているほか、各登山道は自然保護監視員、巡視員等がパトロール時に、また、ボランティアが年に数回清掃登山を行っている。しかしながら、現状では清掃範囲も限られ、体制的にも十分とはいえないので、将来的には環境庁の清掃補助団体を設置するよう関係機関を指導する。

登山道沿いにはゴミ箱を設置せず「ゴミ持ち帰り運動」を推進することとし、各登山口や避難小屋で積極的に広報等を行うよう関係機関と調整を図る。また、「国立公園クリーン作戦」(自然公園クリーンデー：毎年8月第1日曜日)には、地元関係機関の協力を得て清掃登山を行っており、今後とも協力を求める。

(2) 修景緑化計画

真狩口地区は、耕作跡地で樹木が少なく、建築物が四方から遮られることなく望みされ、また、緑陰に乏しいので、郷土樹種による修景植栽を積極的に行って快適な利用環境の創出を図るよう関係機関との調整を図る。

での取り扱いを記述)

(エ 冬季の利用について、スノーシュートレッキングやクロスカンリースキーなどで氷結した半月湖上を散策するなどの危険行為の取り扱いを記述)

記述変更の検討 (清掃実施状況や関係機関の取り組みなどをふまえる)

記述追加の検討 (法面等の新たな裸地への緑化には、外来生物法に基づく要注意外来生物に指定されている種は極力使用せず、埋土種子土壌や周囲の植生からの自然散布を用いた工法をとること。ただし、気候条件や地形地質条件が厳しい箇所や早期に緑化が必要などのやむを得ない場合には、緑化後に当該外来種の拡大の恐れがなく、速やかに在来植生へ誘導される工法をとることを追加)

第4 洞爺湖管理計画区

1 地域の概要

本管理計画区は、洞爺湖及びその南側に位置する有珠火山群を包含する地区である。

洞爺湖は、直径9～11キロメートルのほぼ円型のカルデラ湖で、中央には中央火口丘である中島火山群を持つ。湖の周囲は、農地や果樹園、植林地が広がり、集落や市街地もあって開放的な景観を形成しているが、中島や湖岸沿いにはミズナラ、ハリギリ、カツラ等の大木の多い自然林がわずかに残されている。

中島には、クマゲラをはじめとする多くの野鳥が生息する他、かつて、観光施設で飼育されていたシカが野生化し繁殖している。

有珠山は、洞爺カルデラの形成後今から約1万年前に活動を開始した火山で、外輪山及び火口原内の円頂丘から成る有珠山本体と、周囲に多数の寄生火山を持ち、特に昭和18年から20年にかけての活動で生成した昭和新山は、溶岩円頂丘と言われ学術的、景観的にも非常に価値が高い。極めて活動的な火山である有珠山は、噴火の危険性が高く、最近100年程の間は約30年周期で活動を繰り返しており、最も新しい昭和52年の噴火活動では、地殻変動や降灰により周囲の景観が大きく変化したほか、公園利用施設等も損害を受けた。その後、防災施設の整備が進み平成7年に災害防止情報地図「有珠山火山防災マップ」が作成されている。

当地区は、北海道有数の温泉地である洞爺湖温泉を抱え、年間680万人の利用者があり、そのうち宿泊利用者は123万人（平成6年）に達している。

主な利用は、従来からの温泉での宿泊、保養、湖上遊覧、昭和新山やロープウェイを利用しての有珠山の探勝、湖を周回する道路のドライブ等であったが、近年は湖畔を利用した水上スポーツや湖畔でのキャンプ等の活動的な利用も増加しており、一方、キャンプ地以外でのキャンプや自動車の林内乗り入れ等無秩序な利用による問題も生じている。

利用施設は、宿泊施設の整備はかなり進んでいるものの、特に利用者の自然とのふれあいを促進するための施設の整備が遅れている。

土地所有関係は、有珠山、湖畔林、中島が国有林で、他は民有地である。特に洞爺湖温泉は、民有地に旅館、ホテル、商店、住宅等が密集し市街化している。

保護規制計画は、有珠山火口原及び昭和新山溶岩塔が特別保護地区に指定されているほかは、大部分が特別地域であり、有珠山の南山腹が普通地域となっている。

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 当地区に残された貴重な自然である有珠山、洞爺湖の湖畔林、湖岸線及び中島の保護を図る。

イ 洞爺湖の水質が保全されるよう関係機関に働きかける。

(2) 利用に関する方針

ア 当地区の自然探勝や散策利用を推進するため、利用者の安全の確保に留意しつつ必要な公園利用施設の整備及び再整備を図る。

イ 特に市街化の進んだ洞爺湖温泉地区については、これ以上の無秩序なスプロール化を抑制するよう関係機関と調整を図るとともに、地元の街づくりの動きと連携し地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、地区の修景緑化等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。

ウ 湖畔を含む洞爺湖の適正な利用を推進するため、関係機関と調整を進め、無秩序な利用を防止するよう努める。

記述追加・変更の検討（近年の利用状況、2000年噴火とその影響をふまえて記述、洞爺財田自然体験ハウス及び洞爺湖ビジターセンターの位置づけを追加）

記述追加の検討

- ・有珠山→噴火口や断層、噴気などの火山活動の痕跡、並びに破壊と再生の様子を表す植生等
- ・湖畔林→湖岸の天然林、中島や湖上からの眺望、主要道路からの眺望
- ・中島→巨木の天然林
- ・月浦→人の営みと自然が調和した田園風景

記述追加の検討（近年の利用動向、特にエコツーリズム、持続可能な観光、フットパス、滞在型観光、エコミュージアム、サミットに伴う国際化、ジオパーク等を～ふまえて記述）

- エ 有珠山やその周辺で噴火、有毒ガスの発生、落石等の危険のある個所においては、利用者の安全を確保するために適切な規制や誘導方法等について検討する。
- オ 地区の美化清掃については、美化財団及び北海道の自然公園を美しくする会による事業が適正に行われるよう指導する。

記述変更の検討（美化清掃団体の名称変更等）

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国立公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）、「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）及び「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」（昭和54年3月8日環自保第133号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線及び洞爺湖見晴線）の湖側（洞爺湖集団施設地区及び財田集団施設地区を除く。）及び昭和新山地区の道路より昭和新山側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めない。</p> <p>なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する洞爺湖温泉地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着いたある街並みづくりを図る。</p> <p>①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には、パラペット等によりデザイン上の処理を行う。</p> <p>②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤錆色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③外壁の色彩 原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。</p> <p>④修景緑化 建築物の周囲（特に道路側）には、できる限り修景植栽を行う。</p>
(2) 道路	全域	洞爺湖温泉地区における道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、緑化修景、街路灯のデザイン統一等で美しい街並みの創出を図る。
(3) 電柱	全域	原則として洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴線）の湖側においては新設を認めない。また、利用拠点及び主要利用動線周辺においては、極力電線路の地下埋設化を進める。
(4) その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色系又はこげ茶色系とする。

記述変更の検討（対象範囲や取り扱い内容の明確化）

記述追加の検討（一部地区における陸屋根の取り扱いを追加）

記述追加の検討（技術的に地下埋設ができない場合、電柱の色彩はこげ茶色とする）

記述追加の検討（アンテナ用、送信用鉄塔、治山及び砂防施設の取り扱い）

2 木竹の伐採	全域	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域については、風致への影響が少ない施業方法とする。
3 土石の採取	全域	温泉ボーリングについては、行為後の施設による風致上の問題を併せて審査し、支障のないものに限り認める。
4 広告物 (1) 営業用広告物	全域	公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件については次のとおりとする。 ①設置個所 ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。 イ 施設が公道に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあっては、集合看板とする。 ②要件 ア 色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。特定の商品名やスポンサー名の掲示は、極力行わない。 イ できる限り自然材料を用い、自然と調和したデザインとする。
(2) 公共的広告物	全域	公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。 ①設置個所 利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。 ②要件 色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、特に材料については極力自然材料を用いる。

記述追加の検討 (主要な展望箇所からの洞爺湖、中島、有珠山及び昭和新山の眺望に配慮)

記述変更の検討 (「公道」→「主要幹線道路」)
記述追加の検討 (広告物の設置箇所は、仮設を除き原則洞爺湖を周回する道路(洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴線)から湖側の眺望や展望の妨げになる箇所を避ける)

記述追加の検討 (ただし書き、色彩については洞爺湖集団施設地区(都市公園区域を含む)、財田集団施設地区、昭和新山集団施設地区並びに洞爺地区の行為の許可基準の特例区域内において、地区毎に別途統一的に定める場合はこの限りではない)

記述変更の検討 (「できる限り」→「極力」)

記述追加の検討 (ただし書き、色彩については別途統一的に定める場合はこの限りでない)

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全域	法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。また、防護柵は原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。 付帯する建築物については、前記第4、3、(1)、1、(1)①～④と同様とする。

記述変更の検討 (「張芝」→「極力在来植物」)
記述変更の検討 (防護柵は原則としてガードケーブルまたはガードロープとし、支柱の色彩はこげ茶とする)

	洞爺湖回遊線	湖岸沿いに洞爺湖を一周する利用上重要な道路である。湖岸側の優れた自然環境を保全するため道路の線形改良や付帯自転車道の建設等による拡幅は原則として山側に行うものとするが、やむを得ず湖畔林の改変や新たな湖岸の埋め立てを行う場合は、必要最小限に留め自然環境の保全に配慮する。
	洞爺湖見晴線	室蘭、函館方面から洞爺湖畔への到達道路として重要な路線である。付帯歩道の整備に合わせて本地区屈指の展望地である見晴台の路傍駐車帯や展望園地の整備充実を図る。
	昭和新山線	昭和新山への到達道路及び伊達方面への連絡道路として重要な路線である。沿線の修景緑化に努める。
2 道路（歩道）	全域	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1) ①～④と同様とする。
	有珠登山線	北海道が事業執行を行った四十三山から有珠山に至る登山道があったが、昭和52年の有珠山噴火により、四十三山から上部は事業廃止され、四十三山周辺についても現在休止中である。なお、南側外輪山上の一部区間について、伊達市が再整備のうえ、事業執行している。 四十三山は、明治43年の活動で生じた多数の旧火口を残し、野鳥も豊富に生息する他、洞爺湖や羊蹄山の眺望にも優れる等散策や自然探勝の場として非常に優れた資質を持っていることから、火山噴火の危険性も考慮しつつ、利用者の安全について必要な措置を講じたうえ、再整備し供用再開を行うよう関係機関と調整を図る。四十三山から上部については利用上の安全を確認し、再整備や供用再開が可能かどうか検討する。
	中島周廻線	中島の自然観察や自然探勝のための歩道として、適正な整備を図る。
3 宿舎	全域	付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。
	洞爺湖	洞爺湖や有珠山の優れた自然環境と温泉資源に恵まれ、また、函館と札幌を結ぶ観光ルート上に位置すること及び札幌をはじめ大都市からの到達性がよいことから、登別と並ぶ最大の利用拠点として年間94万人（平成6年）もの宿泊利用者がいる。当地区は高層ホテルが建ち並び、市街地を形成している。今後は、多様化する利用者のニーズに合わせて通年滞在型の保養基地化を図ることを目的として、個々の宿泊施設の充実ばかりでなく、美しく落ち着きのある街並みづくりの観点からも十分指導するものとする。なお、洞爺湖の水質を保全するため、汚水排水処理は公共下水道を使用する。 建築物の高さは、最高36メートル以下、本屋の高さ30メートル以下とする。ただし、既存の建築物でこの高さを超

記述追加を検討（整備により、湖上から大規模法面が眺望される恐れのある場合の取り扱い）

記述変更の検討（札幌、函館方面から洞爺湖畔への到達道路として重要な路線である。付帯歩道の整備に合わせて展望園地の整備充実を図る）

項目の追加、記述追加の検討（公園計画点検に伴い、北海道自然歩道線を追加）
（・北海道自然歩道線

財田周辺及び洞爺湖畔から西山火口、有珠山へ至る路線で、部分的に洞爺湖町、伊達市、北海道、環境省が整備している。原生的な湖畔林や有珠山の噴火口とその遺構が残されていることから、これらを適切に保全しつつ、環境学習や観光に活用されるよう誘導標識や解説標識などの整備の充実を図る。特に西山山麓火口部分の路線については、平成12年の噴火活動で生じた多数の火口や世界的にも貴重な災害遺構等が残されていることから、学識経験者の意見を得ながらこれらの適切な維持管理と景観保全を図る）

項目の変更、記述変更の検討（公園計画点検に伴い、有珠山登山線に変更）
（有珠山の山麓から火口原を観察する路線である。北麓の路線は北海道が事業執行を行った登山道があったが、昭和52年の有珠山噴火により事業廃止された。南側外輪山上の一部区間は、伊達市が再整備のうえ事業執行しているが、火口原の核心部は災害対策基本法に基づき関係市町の立入禁止措置がなされている。
整備にあたっては、東外輪山の路線を除き、立入禁止措置の解除が前提とし、利用者の安全と環境保全を図るため、歩道の維持管理や安全対策などのあり方を関係行政機関や学識経験者と検討すること。また不安定な火山灰土壌であるため、極力浸食が発生しないよう線形や施工方法などに十分配慮すること）

記述追加の検討（北海道洞爺湖サミットでの取り組みを活かした環境配慮型施設の導入）

		<p>えているものについては最高部、本屋の高さとも既存の高さ以下とする。</p> <p>高さの計測は次のとおりとする。</p> <p>「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」</p> <p>また、湖に面する施設は、壁面線を湖側敷地境界から最低5メートル以上後退させる。デザインや色彩については、前記第4、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。</p>
	壮瞥温泉	<p>洞爺湖温泉地区に近接するが、小規模な施設が田園地帯の中に散在し静かな雰囲気を保っている。今後とも現在の環境を保持するよう努める。</p> <p>高さは20メートル以下とし、壁面線は道々から20メートル以上後退させる。デザインや色彩については、前記第4、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。</p>
	月浦	<p>家族利用を主体とした小規模な宿舎を整備する。高さは13メートル以下とし、壁面線は道々から20メートル以上後退させる。デザインや色彩については、前記第4、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。</p>
4 園地	全域	<p>付帯する建築物については、前記第4、3、(1)、1、(1)の①～④と同様とする。</p>
	洞爺湖	<p>湖畔を埋め立てて整備したもので、園路や芝生広場、公衆便所等が整備されている。湖畔の散策や風景観賞のための園地として位置付け、さらに湖と市街地との緩衝地帯としての機能を併せ持たせるため、今後はさらに修景植栽を行う。</p>
	月浦	<p>月浦野営場や月浦運動場と一体的に、散策休憩のための園地として整備を進める。整備に当たっては、湖畔林の保護に留意する。</p>
	壮瞥温泉	<p>壮瞥町字壮瞥温泉の湖岸に数ヶ所にわたって公衆便所、駐車場、芝生広場等が整備され、それぞれ利用度は高い。施設の維持管理や美化清掃については、美化財団の協力を得る。</p>
	中島	<p>休憩所等がある。施設の再整備に当たっては、中島の自然環境に調和するよう規模やデザイン、色彩について配慮する。</p>
	洞爺	<p>洞爺村字洞爺町の集落地内及び浮見堂付近の3ヶ所に公衆便所や駐車場が整備されており、主に湖での水遊び等に利用されている。浮見堂地区の利用現況を勘案し再整備について関係機関と調整を図る。</p>

項目の追加、記述追加の検討（公園計画点検に伴い、金比羅火口園地と西山火口園地の追加）
（・金比羅火口園地

洞爺湖温泉南側の金比羅災害遺構や金比羅火口を探勝する散策路が洞爺湖町によって整備されている。公園事業執行の際には火山の脅威を表す災害跡を活かした解説標識などの充実を検討し、関係機関と調整を図る。

・西山火口園地

西山山麓火口群を探勝するための駐車場やトイレなどが洞爺湖町によって整備されている。公園事業執行の際には施設の充実を検討し、関係機関と調整を図る。また特別保護地区内では利用者の安全に配慮した必要最小限の整備に留める。

記述変更の検討（利用の現況、湖岸での水遊びやカヌー利用を進めるような整備を図る）

	昭和新山	昭和新山の展望や探勝のための園地として、芝生広場や園路等のほか、美化財団による美化センターが整備されており、ビジターセンター的な役割を果たしている。美化センターの展示及び案内等の充実を図る。
5 野営場	全域	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1)の①～④と同様とする。
	月浦	平成3年度にオートキャンプ場として整備が行われた。今後は修景緑化を十分に行うとともに、施設の拡充に当たっては、湖畔林の保護に留意する。
	滝之上	区域は現状程度とし、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。
	仲洞爺	利用状況を勘案し、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。
	中島	フリーテントサイトを主体とした小規模な野営場を整備する。
6 スキー場	月浦	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日環自国第315号）及び別紙「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」（平成4年5月19日環自国第264号）による。
7 運動場	月浦	中長期滞在者が野外スポーツを楽しむための施設を整備する。整備に当たっては、施設周辺に十分な修景緑化を行う。付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1)の①～④と同様とする。テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。
8 舟遊場	洞爺湖・洞爺・壮瞥温泉・月浦・中島	今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1)の①～④と同様とする。
9 駐車場	全域	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、(1)の①～④と同様とする。
	洞爺湖	洞爺湖温泉の中心部に位置し、利用度は高い。施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。
	昭和新山	施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。
10 給油施設	洞爺湖	付帯する建築物については、前記 第4、3、(1)、1、

項目の検討、記述変更の検討（公園計画点検に伴い、昭和新山山麓園地に変更）
（・昭和新山の展望や探勝のための園地として、芝生広場や園路等のほか、自然公園財団によるパークサービスセンターが整備されており、ビジターセンター的な役割を果たしている。パークサービスセンターは、昭和新山と有珠山の探勝拠点としての機能の充実を図り、洞爺湖ビジターセンターや周辺施設と連携した展示及び案内等の充実を図る）

記述追加の検討（北海道洞爺湖サミットでの取り組みを活かした環境配慮型施設の導入）

項目の追加、記述追加の検討（公園計画の点検に伴い、財田野営場が追加）

（・財田野営場
環境省直轄によりフリーテントサイトが、洞爺湖町によりオートキャンプサイト及び管理施設等が整備されている。多様なニーズに応え、快適な自然体験活動拠点として施設の充実を図る。整備にあたっては湖畔林の保護に留意する）

記述変更の検討（整備に当たっては、周囲の風致を損なわないよう規模に配慮し、施設周辺に十分な修景緑化を行う）

記述追加の検討（利用に当たっては、関係機関と連携してローカルルール周知と徹底を図る）

		(1)の①～④と同様とする。 商標の掲出は必要最小限とする。
11 船舶運送施設	洞爺湖	付帯する建築物については、前記第4、3、(1)、1、(1)の①～④と同様とする。 栈橋等の施設は、既存の設置個所以外には認めないこととする。付帯の休憩所等の改築に当たっては洞爺湖及び中島の自然環境に調和するよう配慮する。
12 索道運送施設	有珠山	付帯する建築物については、前記第4、3、(1)、1、(1)の①～④と同様とする。 有珠山外輪の展望地へ至るロープウェイであり、山頂駅舎については、現状規模に留める。
13 博物展示施設	全域	付帯する建築物については、前記第4、3、(1)、1、(1)の①～④と同様とする。
	中島	虻田町により森林博物館が設置されているが、施設、展示物等の老朽化が著しい。今後、ビジターセンター的機能も有する施設としての再整備を検討する。
	昭和新山	昭和新山、有珠山等に関する資料を収集し保管、展示するための施設の整備、充実を図る。

項目の追加、記述追加の検討（公園計画点検に伴い、月浦索道運送施設が追加）

（・月浦索道運送施設

年間を通して洞爺湖外輪山に至る展望利用が図られ、冬季はスキー等にも利用されている。施設の規模は現状程度とするよう検討する。

項目の追加、記述追加の検討（公園計画点検に伴い、洞爺湖博物展示施設と財田博物展示施設が追加）

（・洞爺湖博物展示施設

平成20年に噴火災害にあった小学校跡地に環境省直轄及び洞爺湖町により整備がなされ、関係団体からなる協議会形式によって、管理運営されている。洞爺湖地域の情報発信、自然学習のみならず、洞爺湖周辺地域エコミュージアムやジオパーク候補地の中核施設として、火山を中心とした総合的な活動拠点機能を充実させる。また団体観光客や外国人観光客に対して積極的に対応する。

・財田博物展示施設

財田野営場と併設して、自然体験活動の拠点として直轄で整備され、関係機関等からなる協議会形式によって、洞爺湖博物展示施設と一体的に管理運営されている。湖畔林やビオトープの探勝、クラフトなどを毎日行っている。周辺の田畑で収穫された作物を水車小屋で活用し、体験活動のメニューの充実を図る）

記述追加の検討（施設整備や利用の現況）

（・エコミュージアム構想の推進を図るため統一的な標識類の整備を推進するよう関係機関と協力する。

・環境配慮型施設の整備や交通手段の低炭素化を推進し、環境配慮先進事例となりうる自然公園のあり方を検討する。

・金比羅火口や西山山麓火口など新たにできた火山資源の保全を図りつつ、火山活動や防災への理解を深めるために地元有識者の意見を聞きつつ、探勝路や解説標識の整備を検討する）

記述追加の検討

（・北海道による平成12年の噴火災害に対応した有珠山の砂防事業は平成20年をもって終了したが、国有林野の治山事業は継続している）

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

今後の自然公園施設の整備に当たっては、地域の目指す滞在型利用を推進する意味も含め、自らの足で歩き、直接自然とのふれあいや自然への理解を深めるための探勝路、園地、解説施設等の整備に重点を置いて実施するよう努める。

特に洞爺湖温泉地区においては、道々の歩道拡幅や道々及び町道への街路樹植栽、宿舎前庭の整備、湖畔園地への植栽、四十三山の歩道の再整備等を進め、地区を巡る散策ルートの設定や標識類の整備を実施する等地域が一带となって歩いて楽しめる街づくりを推進するよう関係機関に働きかける。また、洞爺湖の湖上利用については、近年増加しつつある持ち込みボートに対して、新たに公共的な係留施設の整備を検討する等適正な湖上利用の促進について関係機関と連絡調整を図る。

(2) 一般公共施設

有珠山の治山や砂防施設の新設及び再整備に当たっては、風致への影響が少ない工法とするよう調整を図る。なお、南側火口原については、噴火後の植生や地形等の推移を見守る場として保存するよう調整を図る。洞爺湖温泉地区の都市計画施設の整備に当たっては、周囲の自然環境と調和した施設とするよう調整を図る。

5 土地及び事業施設の管理に関する事項

自然公園美化管理財団事業

壮瞥町昭和新山地区において、美化財団が昭和59年9月から駐車場を運営することにより美化清掃、公園利用施設の維持管理や軽微な補修、地元の緑化事業への助成等を行っている。これらの事業が円滑かつ適切に行われるよう指導する。

記述変更の検討（美化清掃団体の名称変更等）

6 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 当地区での自然とのふれあいを積極的に推進するため、各園地にその地区の自然環境等を解説する解説板等の整備充実を図る。また、「自然に親しむ運動」期間を中心に自然観察会等を開催するよう関係機関に協力を求める。

イ 昭和新山美化センターについては、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実に努めるよう指導する。

ウ 火山科学館にビジターセンター的機能を果たすよう協力を求める。

記述追加の検討

（・北海道で主導している洞爺湖有珠火山マイスター制度によって育成されたガイドの活用を関係団体と協力を図る。

・環境省では平成16年にパークボランティア連絡会を立ち上げた。洞爺湖ビジターセンター及び洞爺財田自然体験ハウスを拠点として自然解説サービスの提供を推進する）

(2) 利用者の規制

ア 湖畔林や湖岸園地では、近年無秩序な自動車の乗り入れや野営による踏み荒らし、ゴミの散乱が目立ってきているので、この防止対策について「洞爺湖遊漁船対策協議会」等において検討を進める。

イ 湖岸では、毎年のヒメマス釣り解禁期間中に一部の釣り客による小屋掛けや、違法栈橋の設置、長期間にわたるボートの放置等が行われ、一般利用者に不快な印象を与えるとともに風致上の支障も大きいので、その規制や秩序ある利用の推進について関係機関と検討を進める。

ウ 近年増加している持ち込みボートやヨットによる利用について、安全で秩序ある利用を進めるため、その受け入れや監視体制、安全対策等について「マリンスポーツ等に関する事故防止対策会議」において検討を進める。

記述変更の検討

（イ 湖岸では、毎年のヒメマス釣り解禁期間中に一部の釣り客による小屋掛けや、違法栈橋の設置、長期間にわたるボートの放置等が行われ、一般利用者に不快な印象を与えるとともに風致上の支障も大きいので、その規制や秩序ある利用の推進について「洞爺湖適正利用推進協議会」等において検討を進める。）

（ウ マリンスポーツ等に関する事故防止対策会議は現存しない）

(3) 利用者の安全対策

有珠山は噴火後15年を経過し、現在、活動は沈静化してはいるものの極めて活動的な火山であり、噴火以外にも有毒ガスや土砂崩壊、泥流の発生等の危険性が高い。また、昭和新山は現在も活発な硫気や蒸気を噴出している。このため、常に調査研究機関やその他関係機関からの情報の収集に努めるとともに、危険個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備に配慮する。

記述内容の変更（2000年噴火後の現状と防災対策をふまえる）

7 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

利用拠点の美化清掃は、壮瞥町管内は美化財団が、虻田町管内は「北海道の自然公園を美しくする会」がそれぞれ環境庁の国立公園清掃活動費補助金を受けて関係機関の協力を得ながら実施している。これらの事業が適切に行われるよう指導する。

毎年8月第一日曜日の自然公園クリーンデーには、洞爺湖温泉地区においては「北海道の自然公園を美しくする会」や地域住民の協力を得て一斉清掃を行っており、また、昭和新山地区においては美化財団が中心となってゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っている。今後とも関係機関に協力を求め実施する。

記述内容の検討（北海道の自然公園を美しくする会の解散と、自然公園財団への清掃活動事業委託の現状をふまえる）

(2) 修景緑化計画

ア 洞爺湖温泉市街地は建物が密集しており、潤いのある美しい街づくりのためには、前述した許可、届出等取扱方針及び公園事業取扱方針に基づく指導と併せて地区全体

の修景緑化を進める必要がある。今後は地域住民及び関係機関が協力して、街路植栽や湖畔園地の植栽、砂防施設周辺の修景緑化等を進め、緑の創出を図るよう指導する。

イ 湖畔の火山灰埋立地及び有珠山の森林復元のための植栽（ふれあいの森）については、劣悪な土質に配慮した樹種、植栽方法等を検討する。

ウ エゾシカによる中島の森林植生への影響については、「洞爺湖エゾシカ対策協議会」での検討結果を踏まえ関係機関と対策を検討する。

第5 登別管理計画区

1 地域の概要

この管理計画区は、本公園南端の登別温泉及び倶多楽湖と来馬岳から北へ連なるオロフレ峠、ホロホロ山、白老岳にかけての山岳地及びその山麓の一部からなる地域である。

登別は倶多楽火山西麓に位置し、倶多楽カルデラを生成させた後に日和山や笠山、地獄谷、大湯沼等の爆裂火口を生じさせた火山活動は今も続き、地獄谷をはじめ各所で地獄現象が見られるほか、我が国屈指の豊富な温泉が湧出している。

倶多楽湖は、倶多楽火山の活動により生じた直径約2.5キロメートルの円形をなすカルデラ湖で、透明度では、摩周湖に次ぐ我が国第2位の記録（1989年、23.8メートル）を持つ。カルデラ内壁の自然もよく保たれており、その静かな環境や清澄な水質から神秘の湖と呼ばれている。

地獄谷や大湯沼周辺では、硫気や酸性土壌の影響を強く受けた特有の植生が発達しており、その周辺をミズナラを主とする自然林が取巻いている。来馬岳から白老岳にかけては比較的なだらかな山地を成し、ダケカンバ、エゾマツ、トドマツ等を主とする森林に覆われ、稜線部には高山植物も豊富に生育している。この山地南部の東西両山麓には、カルルスや北湯沢をはじめ数ヶ所で温泉が湧出している。

当地区の利用は南部に集中しており、北部のオロフレ山から白老岳にかけての山岳地帯の利用は少ない。登別温泉は、古くから名湯として全国にその名を知られており、年間450万人の利用者があり、そのうち宿泊利用者は149万人（平成6年度）に達している。特に昭和60年秋の道央自動車道登別インター開通以降、急激な利用増がみられる。

また、カルルス温泉や北湯沢温泉も昔から山間の静かな温泉として知られ、国民保養温泉地に指定されている。

土地所有は、登別やカルルス、北湯沢、蟠溪等の温泉地周辺が民有地となっているほかは大部分が国有林である。

保護規制計画は、地獄谷が特別保護地区となっているほか、倶多楽湖、登別、カルルス、オロフレ山から白老岳にかけての一带と北湯沢と蟠溪をつなぐ道路沿線及び白老町と大滝村を結ぶ道路沿線が特別地域に指定されている。

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 登別の温泉市街地を取り巻く森林や火山地帯及び倶多楽湖カルデラ内側の自然環境の保全を図る。

イ 北部の山岳地帯については、できる限り現在の自然環境の保全が図られるよう努める。

ウ 倶多楽湖については、神秘的な湖の織りなす原始性に富んだ景観の保護及び清澄な水質の保全を図る。

(2) 利用に関する方針

ア 当地区の自然探勝や散策利用を推進するため、利用者の安全の確保に特に留意しつつ必要な公園利用施設の整備を図る。

イ 地獄谷や大湯沼周辺の有毒ガスの発生や転落、熱傷等の危険がある個所について、利用者の安全確保を図るための適切な規制や誘導方法を関係機関と検討する。

ウ 公園施設の維持管理及び地区の美化清掃等については、美化財団による事業が適正に行われるよう指導する。

エ 市街化の進んだ登別温泉街については、地元の街づくりの動きと連携して地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。

記述追加の検討

- ・温泉街を南北に貫く道道のバイパス道路と泉源公園が完成し、天然足湯や、手湯、間欠泉などに気軽に触れあえる施設の充実を図り、温泉保養地らしい魅力づくりを検討する。
- ・周辺の自然環境を活かした散策や体験活動を推進し、通過型から滞在型への転換を図る必要がある)

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）、「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）及び「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」（平成7年11月6日環自国第361-1号）によるほか、以下の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>登別集団施設地区を取巻く森林や火山地帯（地獄谷特別保護地区及び第1種特別地域内）及び倶多楽湖カルデラ内側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する登別集団施設地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着いた着きのある街並みづくりを図る。</p> <p>①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合にはパラペット等によりデザイン上の処理を行う。</p> <p>②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤錆色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③外壁の色彩 原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。</p>
(2) 道路	全域	登別集団施設地区をはじめ利用拠点における既存道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、緑化修景等で落ち着いた美しい街並みの創出を図る。
(3) 電柱	全域	利用拠点及び主要利用動線周辺のもの、極力電線路の地下埋設化を進める。
(4) その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色系又はこげ茶色系とする。
2 木竹の伐採	全域	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
3 土石の採取	全域	温泉ボーリングについては、行為後の施設による風致上の問題を併せて審査し、風致上支障の生じないものに限り認める。
4 広告物 (1) 営業用広告物	全域	公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう

記述追加の検討（技術的に地下埋設ができない場合、電柱の色彩はこげ茶色とする）

記述追加の検討（携帯アンテナ用、送信用鉄塔、治山及び砂防施設の取り扱い）

		<p>設置個所や要件については次のとおりとする。</p> <p>①設置個所</p> <p>ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。</p> <p>イ 施設が公道に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあっては、集合看板とする。</p> <p>②要件</p> <p>ア 色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。</p> <p>イ 特定の商品名やスポンサー名の掲示は、極力行わない。できる限り自然材料を用い、自然と調和したデザインとする。</p>
(2) 公共的広告物	全域	<p>公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。</p> <p>①設置個所</p> <p>利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。</p> <p>②要件</p> <p>色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、特に材料については極力自然材料を用いる。</p>

記述変更の検討 (「公道」→「主要幹線道路」変更し内容の明確化を図る)
 記述追加の検討 (広告物の設置箇所は、眺望や展望の妨げになる箇所を避ける)

記述追加の検討 (ただし書き、色彩については登別集団施設地区内において、地区毎に別途統一的に定める場合はこの限りではない) 旨、記述の追加を検討する。

記述変更の検討 (「できる限り」→「極力」)

記述追加の検討 (ただし書き、色彩については別途統一的に定める場合はこの限りでない。)

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	地区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全域	<p>法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。また、防護柵は原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。</p> <p>付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。</p>
	白老線	<p>白老町と大滝村を結ぶ路線で、平成9年度供用開始に向け現在工事中である。開通後の利用状況を見て、白老峠や白老滝などの利用拠点に必要な施設の設置を検討する。</p>
	北湯沢蟠溪線	<p>洞爺湖や登別方面と支笏湖方面を結ぶ路線として重要性が増してきており、幅員が狭く急カーブが連続する北湯沢地区で大幅な改良(付け替え)が計画されている。地区の自然環境に配慮した路線や工法とする。</p>

記述変更の検討 (既に供用開始されている)

記述変更の検討 (北湯沢地区の改良工事の進捗状況を踏まえた記述)

	登別オロフレ線	洞爺湖方面と登別方面を結ぶ重要な路線で沿線の眺望に優れている。今後、改良に当たっては、沿線の景観保持に努める。
	登別倶多楽湖線	登別と倶多楽湖を結ぶ路線であるが、幅員が狭いため大型車の乗り入れが制限されている。今後の拡幅については、地区の自然環境の保全及びもろく崩れやすい地形地質に留意し、慎重に検討する。
2 宿舎	全域	付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。
	登別	<p>函館と札幌を結ぶ観光ルート上にあつて、春から秋にかけてのツアー客や冬の湯治客等年間を通して多数の利用客がある。今後は古い歴史のある温泉地にふさわしい街並みの維持、創出に配慮しつつ、施設の充実を図る。</p> <p>建築物の規模は、高さは最高40メートル以下、本屋の高さ34メートル以下とする。</p> <p>高さの計測は次のとおりとする。</p> <p>「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」</p> <p>デザインや色彩については、前記第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。</p> <p>なお、宿舎本体がパラペット等により風致上の配慮がなされている宿舎に付帯する浴場棟、従業員宿舎、駐車場等については、以下の要件に全て該当する場合に限り、パラペットとしないこと、又は切妻、寄棟以外の屋根とすることを認める。</p> <p>①主要な利用動線として地区中央を通る公園計画車道（道々）及び主要な利用拠点である地獄谷等から望見されないこと。</p> <p>②比較的小規模なものであること。</p>
	カルルス温泉	森林に囲まれた静かな温泉地である。現在の雰囲気を変えないよう、高さは20メートル以下とし、デザインや色彩については、前記第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	北湯沢温泉・蟠溪温泉	長流川の渓流沿いの静かな温泉街であるが、近年の道路改良により到達性が改良され、利用者も増加しつつある。現在の自然環境を維持するため、高さは20メートル以下とし、デザインや色彩については、前記第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
3 園地	全域	付帯する建築物については、前記第5、3、(1)、1、

項目の追加、記述追加の検討（オロフレ山線）

・オロフレ山線

オロフレ峠から山頂へ至る登山道で、近年都市部からの利用者の増加している。公園事業の執行に当たっては、注意標識の設置により利用者の安全性の確保に努める。また登山道の一部に浸食が発生しているため土留めの措置を検討する。

		(1)の①～③と同様とする。
	登別	地獄谷の地獄現象や特有の植生を観察し探勝するための探勝歩道や展望広場及び公衆便所が整備されている。温泉宿泊者の散策や自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、大湯沼展望台や舟見山を巡る歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。 なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備を図る。施設の維持管理や美化清掃については美化財団の協力を得る。
	四方嶺	熊牧場やアイヌ集落を再現したユーカラの里、博物館等が整備されている。施設の区域や規模等は現状程度とする。
	カルルス温泉	温泉宿泊利用者の散策や保健休養のための園地として整備を図る。
	倶多楽湖畔	倶多楽湖の展望や休憩、探勝のための広場(園地)、駐車場、公衆便所等が整備されている。到達道路の改良に伴い利用者は増えており、自然環境の保全に留意しつつ、園地や駐車場の拡張、解説板、園路の設置等施設の充実について検討する。
	オロフレ峠	洞爺湖と登別の間位置する峠で、展望園地として駐車場や公衆便所、休憩所が整備されている。 施設の維持管理や美化清掃については、美化財団の協力を得る。
	倶多楽湖南	倶多楽湖の展望のための小規模な園地の整備を検討する。
	北湯沢温泉	道路改良工事に伴って発生する路傍残地、旧道等を園地として整備することを検討する。
4 野営場	全域	付帯する建築物については、前記第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	倶多楽湖畔	施設の整備に当たっては、風致景観の維持及び汚水排水が直接湖に流入しないよう留意する。
	カルルス温泉	地域の自然環境の保全に留意しつつ施設の整備を図る。
5 スキー場	カルルス	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)及び別紙「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」(平成4年5月19日環自国第264号)による。また、堆積した粒状の火山灰で土砂の移動が激しいため、スキーコースの緑化が課題となっている。適切な緑化方法について検討するとともに

記述変更の検討(施設整備の現状をふまえる)

記述変更の検討(周辺道路の状況に変化があり、利用状況が変化したことを踏まえる)
(・洞爺湖と登別の間位置する峠で、道道のバイパストンネルの完成後、休憩所は利用者が減少し撤去された。現在は展望園地として駐車場と公衆便所が整備されており、オロフレ山への登山拠点でもある。施設の一部は老朽化しているため利用動向をふまえて更新等の必要性を検討をする。施設の維持管理や美化清掃については、自然公園財団の協力を得る。)

項目の削除(公園計画点検により利用計画が削除)

項目の削除(公園計画点検により利用計画が削除)

		早期の緑化を図る。
6 運動場	全域	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。
	カルルス温泉	テニスコート、ゲートボール場等を備えた既設のスポーツランドがある。今後の整備に当たっては、道路沿線の修景緑化に配慮する。
7 舟遊場	倶多楽湖	公園利用者の舟遊び及び釣りのためのレストハウスや栈橋が整備されている。倶多楽湖の自然環境を保護するため、施設は現状程度とする。 付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
8 駐車場	全域	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	登別	地獄谷の園地利用のための駐車場として利用者が多い。最近の日帰り利用者の急増による温泉内の渋滞解消を目的とした、地区内の交通のあり方について総合的な見地から検討する。施設の維持管理や美化清掃については美化財団の協力を得る。
	カルルス温泉	施設の規模は現状程度とし、必要な付帯施設を整備する。
9 給油施設	登別	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 商標の掲出は必要最小限とする。
10 索道運送施設	登別	登別四方嶺園地への到達のための索道で、循環式及び交走式の2路線のほか、登別温泉街から駅舎までのリフトが整備されている。施設の規模は現状程度とする。 付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。

4 地域の開発、整備に関する事項

洞爺湖地区と同様に地域の目指す滞在型利用の推進の一助となるよう、温泉地周辺の優れた自然環境を活用し、利用者の自然とのふれあいを促進するための散策歩道や園地、解説施設等の整備に重点を置くものとする。特に登別地区では、温泉街の中においては道々のカラーブロック化や擬木街路灯の整備、店舗の色彩や形態の統一等街の再整備が進められておりこれに積極的に協力し指導助言を行うとともに、地獄谷や大湯沼等の火山現象や地獄現象、独特の優れた植生を採勝するための園路等の整備及び大湯沼と温泉街と結ぶルートの設定について関係機関に働きかける。

記述変更の検討(道道の再整備の進捗状況をふまえる)

また、当地区内では北湯沢地区の道々（北湯沢蟠溪線）の付け替え、白老町と大滝村を結ぶ道々（白老線）の整備等主要利用道路の大きな改良や整備工事が進行中であり、完成後には各地区の利用動向に大きな影響を及ぼすことが予想されるので、各地区における公園利用施設の整備について、関係機関と調整を図る。

記述変更の検討（道々北湯沢蟠溪線と道々白老線の整備状況をふまえる）

5 土地及び事業施設の管理に関する事項

自然公園美化管理財団事業

登別地区においては、美化財団が昭和58年9月より駐車場を運営することにより美化清掃や公園施設の維持管理、軽微な補修、緑化事業等を行っている。これらの事業が円滑で適切に行われるよう指導する。

記述変更の検討（「自然公園美化管理財団」→「自然公園財団」）

6 利用者の指導等に関する事項

（1）自然解説に関する事項

ア この地区での自然とのふれあいを積極的に推進するため、各園地にその地区の自然環境等を解説する解説板を設置するよう指導する。また、今後「自然に親しむ運動」期間を中心に自然観察会等を開催するよう関係機関に協力を求める。

イ 登別美化センターについては、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実に努めるよう指導する。

記述内容の検討（老朽している解説標識や誘導標識については、国際化対応も含めて再整備を図るよう指導する）

記述追加の検討

（ウ 高山植物の盗掘や歩道外への踏み込み防止対策などを記述）

（2）利用者の規制

倶多楽湖の水質を保全するため、レジャーボートの持ち込みや釣り等の湖面利用の規制について検討する。

（3）利用者の安全対策

地獄谷や大湯沼は爆裂火口跡であり、硫気や蒸気の噴出、熱湯の湧出等から利用者の安全を確保するため、常に調査研究機関及び関係機関からの情報の収集に努めるとともに、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備に配慮する。

7 地域の美化修景に関する事項

（1）美化清掃計画

公園内利用拠点（壮瞥町及び登別市管内）の美化清掃は、美化財団が環境庁の国立公園清掃活動補助金を受け、関係機関の協力を得ながら実施している。この事業が適切に行われるよう指導する。毎年8月の第一日曜日の自然公園クリーンデーには、登別地区において美化財団が中心となってゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っているので、今後とも関係機関に協力を求め実施する。

記述内容の検討（清掃活動事業委託の現状をふまえる）

（2）修景緑化計画

ア 登別温泉市街については、潤いのある街づくりのため河川敷や公共施設敷等を活用して、積極的に緑化修景が図られるよう関係機関に働きかける。

イ 登別やカルルス周辺は、土壌条件が悪いため土地の形状変更を最小限に留めるとともに表土の保全を図り、緑化が早期に完成するよう指導する。